

決算・完了検査実施のご案内

委託契約書第 11 条及び第 12 条に基づき、完了検査を実施いたします。つきましては、下記のとおり
ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 完了検査の目的

委託事業が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか、について調査するため。

2. 検査対象期間

委託契約締結日から令和 7 年 3 月 7 日(金)まで

3. 提出期限

令和 7 年 3 月 7 日(金)

4. 提出物

各都道府県・政令指定都市は以下のとおり、全階層の書類を取りまとめ、事務局へ提出

	階層（事務局を起点）		
	再委託先	再々委託先	再々々委託先
都道府県の提出物	【①：都道府県】 ・別添 04 委託経費決算書（完了 検査用） ※ 1 ・精算に必要な書類 ※ 2	【②：全市区町村】 ・別添 06 委託経費決算書（完了 検査用） 【③：都道府県が指定する 任意の市区町村】 ※ 3 ・精算に必要な書類 【④：都道府県が委託する 全団体等】 ※ 5 ・別添 05 委託経費決算書（完了 検査用）	【⑤：全市区町村が委託する 全団体等】 ・別添 07 委託経費決算書（完了 検査用） 【⑥：都道府県が指定する 任意の市区町村が 委託する全団体等】 ※ 4 ・精算に必要な書類

政令指定都市の提出物	【⑦：政令指定都市】 ・別添 08 委託経費決算書（完了検査用） ・精算に必要な書類	【⑧：政令指定都市が委託する全団体等】 ※5 ・別添 09 委託経費決算書（完了検査用）	
------------	---	--	--

※1 別添 04～別添 09 委託経費決算書（完了検査用）における、マニュアルの配布と説明動画のアーカイブ配信は後日公開（詳細：下記「5. 完了検査に関する説明」）。

※2 令和6年7月4日に発出済の事務連絡「別添 01_精算にあたり必要な書類_20240701 改訂」を参照。

※3 精算に必要な書類をご提出いただく市区町村は中間検査と同様、都道府県が指定する任意の市区町村とする。

完了検査では、提出が必要な最低市区町村数を提示。（「別添 02_完了検査_再々委託先自治体数一覧」参照）

最低市区町村数は、都道府県より事務局に申請済の市区町村の数が、1～14 の場合は任意の1市区町村分、

15～29 の場合は任意の2市区町村分、30 以上の場合は任意の3市区町村分とする。提示した市区町村数を超

えての提出も可。

※4 ③の市区町村の委託先のみ。

※5 精算に必要な書類は不要。

5. 完了検査に関する説明

別添 04～別添 09 委託経費決算書（完了検査用）の記載方法や書類の提出方法などを説明したマニュアルの配布と説明動画のアーカイブ配信を行います。令和6年12月17日(火)より下記の URL よりサイトにアクセスしてください。

委託経費決算書（完了検査用）作成マニュアル URL <https://www.manualarchive.jp/financialreport/>

（1）マニュアル及び説明動画の内容

- 委託経費決算書（完了検査用）作成についての説明
- 精算に必要な書類の整理上の留意事項についての説明
- 提出方法についての説明
- その他、完了検査に関する留意事項等についての説明

（2）その他

- 自治体担当者やコーディネーターの他、事務局を起点とした再々委託先や再々々委託先（市区町村や団体等）の担当者の閲覧も可能です。
- アーカイブ配信開始後より質問フォームを開設し、回答は随時公開していきます。

（3）中間検査を踏まえてのご依頼

- 精算に必要な書類につきまして、中間検査マニュアルにてお伝えさせていただいている事項が実際は対応いただけておらず、検査作業に大変な時間を要しております。

完了検査時に、特にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきますのでマニュアルと説明動画のアーカイブ配信とあわせて、入念にご確認いただき、ご対応をお願いいたします。

- ①多数の記載の中に該当箇所がある場合には、わかりやすくマーカー等を引く。
- ②人件費：業務月報の単位を“時給”なのか“月給”なのかわかりやすく記載。
- ③種別選択を正しく選択する（全て「その他」を選択されているケースもございます）
 ※クラブ運営費とクラブ活動費が混在している場合は、業務によって報酬の支払いを区分している場合は仕分けてください。そうでない場合は、業務量の割合が大きい方を選択してください。

クラブ運営費

運営団体や実施主体等で、
 クラブ活動を維持し運営するために必要な経費

- 運営団体の職員給与（実施主体の職員給与）
- 運営業務を担う有償ボランティアへの謝金
- 総括コーディネーター給与、謝金
- コーディネーター給与、謝金
- 給与・報酬等の振込手数料
- 募集案内やパンフレット等の印刷費
- 連絡システムやメール配信システム等の使用料
- 郵送料
- 租税公課
- 一般管理費 など

クラブ活動費

クラブ活動に必要となる直接的な経費

- クラブ指導者給与、謝金、交通費
- 大会運営スタッフ謝金、審判謝金
- トップアスリート指導謝金、旅費
- クラブ活動用具等購入費（ボールや救護用品等）
- 生徒・指導者・ボランティアスタッフ等の保険料
- 活動会場借料
- 大会登録費、参加費 など

その他

クラブ運営や活動に直接的には関わらないが
 安全・安心かつ持続的な取組に必要な経費など

- 連絡協議会委員報酬、旅費
- 指導者研修会講師謝金
- 指導者研修会会場借料
- 指導者研修会お茶代
- 実証事業成果報告書印刷費 など

6. 資料の提出方法

中間検査時と同様

（参照：令和6年9月10日に発出済の第8報内、「2. 中間検査の書類提出方法について」）

7. 契約期間内の経費の精算対象期日

- （1）本事業の事業完了日は令和7年3月7日(金)です。（契約期間終了日）
- （2）事業完了日当日に行った支払までが経費の対象となります。
- （3）委託契約書第11条のとおり、書類の提出締切は業務完了日と同日です。受信したファイルを整理・一次確認の上、完了検査に入りますが、令和7年3月7日(金)に一部の資料が不足するというやむを得ない事情の場合にあっても、令和7年3月14日(金)に事務局が受け取れた書類までが検査の対象となります。地方公共団体側の証拠文書は事業期間内の処理とし

て支払決定の承認がなされていれば、口座振込は令和7年3月7日(金)を過ぎることも差し支えございません。

- (4) やむを得ない事情により令和7年3月7日(金)までに支払決裁に至らない場合、以下の文書を契約名義人名で事務局あてに発行し、ご提出いただける場合に限り、精算対象経費として対応することといたします。

●支出額を確約する文書

●3月7日までの実施・完了が明確であることを証明する文書

※なお、ご提出いただく文書は任意で作成をお願いいたします。(この対処方法は真にお困りの場合のみの救済措置であり、事務局からひな形等を提示し、展開することは致しかねます。)

8. 事務局からの精算期日

再委託額のお支払いについては、年度末の完了検査により令和7年3月31日(月)までに精算額を確定いたしますが、お支払いの実行は令和7年4月以降となります。

精算に関して令和6年度内(令和7年3月末日まで)に支払いが必要な団体(都道府県・政令指定都市など事務局との委託契約受託者)は、その旨を事務局までお早めにご連絡ください。

9. 期末における決算額が計画額より20%以上減額となる場合

「事務局からのご案内」内「2. 決算・完了検査実施」及び「3. 精算の考え方」にてご案内させていただいている通り、事業計画時点(当初計画、または〈提出いただいている場合〉変更計画)から「スポーツ庁委託事業において実施する取組に要する経費」の総額が20%以上減額になる場合、減額となった理由について記載した「別添 03_理由書(参考様式)」と、該当箇所を朱書きにした事業計画書(Excel)をご提出ください。この理由書の提出をもって、期末における計画の変更及び委託契約の変更(委託契約書第9条2項)とみなします。この理由書による手続きの対象は、事務局と各都道府県・政令指定都市間の委託契約においてのみ対象です。都道府県・政令指定都市と再々委託先団体(市区町村や団体等)においては、当該団体間の委託契約書によります。

【委託契約書】

(計画の変更及び委託契約の変更等)

第9条 乙は、別添の事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が総額の20%を超えない場合はこの限りではない。

2 乙は、第3条第1項に定める委託費の額に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は、委託契約変更承認申請書を甲に提出し、委託変更契約書の締結をもってその承認を受けるものとする。

3 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

10. 完了検査の結果

伝達事項等として各都道府県・政令指定都市へ個別でご連絡させていただきます。中間検査と異なり、伝達事項等を踏まえ、修正等をした書類の再提出は必須となります。

※完了検査のスケジュール

令和7年3月7日(金)：完了検査の書類を都道府県、政令指定都市より受領

3月7日(金)～19日(水)：検査、順次フィードバック

3月21日(金)～28日(金)：都道府県、政令指定都市へ再提出依頼、順次確定通知発出

3月31日(月)：事務局からスポーツ庁へ完了報告

以上